

(別表1)

1 補助事業者	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	5 対象経費	6 補助率
市町村	地域密着型サービスの拠点			面的整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3条第2項に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	定額
	・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～30,900千円の範囲内で知事が定めた額	施設数		
	・特別養護老人ホーム	2,000～4,120千円の範囲内で知事が定めた額	整備床数		
	・ケアハウス	2,000～4,120千円の範囲内で知事が定めた額	整備床数		
	・認知症高齢者グループホーム	15,000～30,900千円の範囲内で知事が定めた額	施設数		
	・認知症対応型デイサービスセンター	10,900千円	施設数		
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,470千円	施設数		
	・複合型サービス事業所	21,900千円	施設数		
	介護老人保健施設	25,000～51,500千円の範囲内で知事が定めた額	施設数		
	介護予防拠点	8,200千円	施設数		
	地域包括支援センター	1,090千円	施設数		
生活支援ハウス	32,800千円	施設数			

(注) 25年度以降、本事業を活用して、消防法施行令上スプリンクラー設備義務のない施設(275㎡未満の認知症高齢者グループホーム等)を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

(別表2)

1 補助事業者	2 区分	3 交付基準単価	4 単位	5 対象経費	6 補助率
施設設置者	スプリンクラー設備				
	ア広域型施設	1,000㎡以上の平屋建ての場合（軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等については、1,000㎡以上の場合） 17千円 ただし、1,000㎡未満の施設の併設により、1,000㎡以上の建物となる場合は、平屋建て以外も対象とする。	対象施設ごと 1㎡あたり ただし、1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合は「3交付基準単価」欄記載の単位	スプリンクラー等整備（スプリンクラー等設備と一体的に整備されるものであって、知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3条第2項に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。	定額
	・特別養護老人ホーム				
	・介護老人保健施設				
	・養護老人ホーム				
・老人短期入所施設（併設を含む）					
イ軽費老人ホーム					
ウ有料老人ホーム					
市町村	スプリンクラー設備	1,000㎡未満の場合 9千円			
	ウ地域密着型施設				
	・特別養護老人ホーム（定員29人以下）	1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合			
	・介護老人保健施設（定員29人以下）	9千円（対象施設ごと1㎡あたり）と2,250千円（対象施設ごと）との合計額			
	・認知症高齢者グループホーム				
	・小規模多機能型居宅介護事業所				
	300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,000千円			
	500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	300千円	対象施設ごと		

(別表3)

1 補助事業者	2 区分	3 交付基準単価	4 単位	5 対象経費	6 補助率
市町村	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業		施設数	<p>施設等の防災補強等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3条第2項に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>	定額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模特別養護老人ホーム 	14,200千円			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模ケアハウス 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模介護老人保健施設 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 	7,110千円			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他介護基盤緊急整備特別対策事業の対象施設であつて、知事が必要と認めた施設 					